

小田原市都市公園条例等の一部改正（禁止行為関係）案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市都市公園条例等の一部改正（禁止行為関係）
政策等の案の公表の日	平成29年6月15日（木）
意見提出期間	平成29年6月15日（木）から平成29年7月14日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（4人）
インターネット	4人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	2
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

(1) 広告物の掲載方法に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>広告はインパクトが強くなりがちなので、広告ではなく、寄付を募り、芳名掲載ぐらいにとどめていただきたい。</p> <p>万一看板を許可する事になった場合は、景観を損なわない大きさ、配色等の規制をお願いしたい。</p>	A	<p>利用者の快適性を考慮すると風致の維持は重要と考えます。ご提案のあった景観を損なわない大きさ、配色等の規制については、広告物に統一性を持たせたものとしします。</p>

(2) 広告物の掲載場所に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>テニスコートとアリーナのトレーニングルームも追加していいのでは。</p>	C	<p>今回は、公園施設を対象としております。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>小田原市の人口減少に歯止めがかからない今、財源確保は極めて重要であり、あらゆる手段で財源確保に尽力すべきです。</p> <p>今回の内容は市民の安心・安全に影響を及ぼさない内容と思いますので賛成です。</p>	B	<p>今後も新たな財源確保に努めてまいります。</p>
3	<p>小田原球場と上府中スポーツ広場以外にも、城址公園の豆汽車、ベビーカー、自動遊器具、城山公園の城山陸上競技場、城山庭球場、小峰庭球場、小田原フラワーガーデン内、小田原こどもの森公園わ</p>	C	<p>城山公園（城山陸上競技場、城山庭球場及び小峰庭球場）及び城址公園については、広告物の規制が厳しい風致地区のため、今回対象から除外しました。</p> <p>小田原フラワーガーデン内、小田原こどもの森公園わんぱくらんど内は、利用者の快適性を考慮し、自動販売機の配色等、公園内の風致の維持に、配慮してい</p>

	<p>んぱくらんど内、久野霊園内などについても併せて、公園利用者へのサービス向上のための財源確保のほか、市内の企業、団体への広告掲出機会の提供により地域経済の活性化に資することを目的として、広告看板の設置について、一定の条件のもと、認めてはよいのでは？</p>	<p>ることから、今回対象から外しました。今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
--	--	--

(3)その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>例規集内の小田原市都市公園一覧表の区域の地番が4桁のものが、カンマがあるものと無いものがあるので、統一したほうがよい（例：酒匂第一公園は小田原市西酒匂一丁目1,628番52だが小田原こどもの森公園わんぱくらんどは小田原市久野4377番1外とカンマが無い）</p>	D	<p>今後、統一した表示に改めます。</p>
2	<p>久野霊園は平成27年度に新たに都市公園に加わっていますが、ここで新たに加わった理由はなんですか？</p>	D	<p>都市公園法に基づく都市公園に追加したためです。</p>